枚方市人事行政の運営等の状況の公表

令和7年度

枚方市

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況をお知らせすることにより、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市ではこの間、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来新たに直面する行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人員体制を確保しつつ、より一層の職員数の適正化と総人件費の抑制に取り組んできました。教育・子育て・福祉分野に係る施策の推進及び相談支援体制の充実や新たな行政需要への対応等により、令和8年4月1日時点の職員数（市立ひらかた病院の医療職除く、正職員、再任用職員、常時勤務する任期付職員の人数）は、「枚方市職員定数基本方針」における職員数見込みを上回る状況となりましたが、引き続き適切な定数管理に努めます。

各機関における取り組み

教育委員会では、1人1台のタブレット端末を活用した先進的なICT教育を進めるとともに、日常生活や地域・社会で発見した課題を主体的に考え、他者との協働により解決する課題解決型学習（PBL）を積極的に推進し、子どもたちの生きる力の育成に取り組みました。また、生成AI等の活用による校務効率化を通じて教員の働き方改革を進め、児童生徒に向き合う時間の確保に努めました。支援教育の分野では、自校通級指導教室の全校配置に取り組むとともに、市の支援教育のあり方を示すものとして「支援教育サポートブック」を新たに策定しました。総合型放課後事業に関する拡充として、三季休業期の昼食サービスや留守家庭児童会室の土曜日開室の試行実施、「枚方市留守家庭児童会室個別施設計画」の策定等を行い、児童の放課後の安全な居場所づくりと環境整備を進めました。生涯学習においては、図書館サービスの効率化・迅速化につながるICタグシステムの全分館への導入により、創出された時間を活用してレファレンスサービスに注力するなど、市民に寄り添った事業展開を行ってきました。今後も、変化の激しい社会情勢や教育における課題が多様化・複雑化する中においても、子どもたちが未来への可能性を最大限に伸ばせる教育の充実を目指し、引き続き、より効率的・効果的な人員配置および教育環境の整備の検討を進めていきます。

上下水道事業では、安全・安心で持続可能な水道の供給を実現するため、枚方市水道施設整備基本計画に基づく中宮浄水場更新事業として、民間活力を活用したDBO方式を採用し、工事を進めています。令和7年度は、前処理施設・膜ろ過棟の躯体構造物の築造が完了しました。引き続き、各施設の建築工事に取り組み、令和10年度の本格稼働を目指します。

また、浸水対策の推進に向けた主要な取り組みとして、令和6年度から、藤阪元町地区雨水管整備事業に着手しました。令和9年度の完成を目指し、引き続き、雨水排水施設の整備に取り組みます。

今後も、効率的・効果的な上下水道の運営に努めるとともに、適正な職員配置及び次世代を担う職員へ技術の継承を図る人材育成に取り組んでいきます。

病院事業では、「心のかよう医療を行い、信頼される病院」を基本理念に掲げ、患者の皆さんや地域の皆さんとの信頼関係を築き、安心と満足を得られる質の高い医療を提供することで地域に貢献するよう努めています。

公立病院には政策医療と言われる民間病院では提供することが難しい医療を提供する役割があり、市立ひらかた病院でも小児、救急、災害のほか、周産期や新興感染症に対する医療を提供しており、今後も引き続き、こうした役割を果たしていきます。また、市民に体の不調があった際には公立病院が最後の砦であり、内科、外科など総合的な医療が提供できる体制を持ち、そのことで分野を特化しない救急医療を提供していきます。

一方、国においては増加する医療費の削減に向けた動きを進めようとしており、そのことが市立ひらかた病院の収支にも影響を与えています。こうしたことを踏まえ、「市立ひらかた病院 経営強化プラン（第3次中期経営企画）」の見直しを進める中で、改めて地域における市立ひらかた病院の果たすべき役割と経営面での改善点について、議論をしていきます。

今後も引き続き、新たな行政需要等を踏まえながら、簡素で効率的な行政運営のあり方について検討・検証を積み重ね、行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織の整備に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式を基本として公表しています。

Ⅰ職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

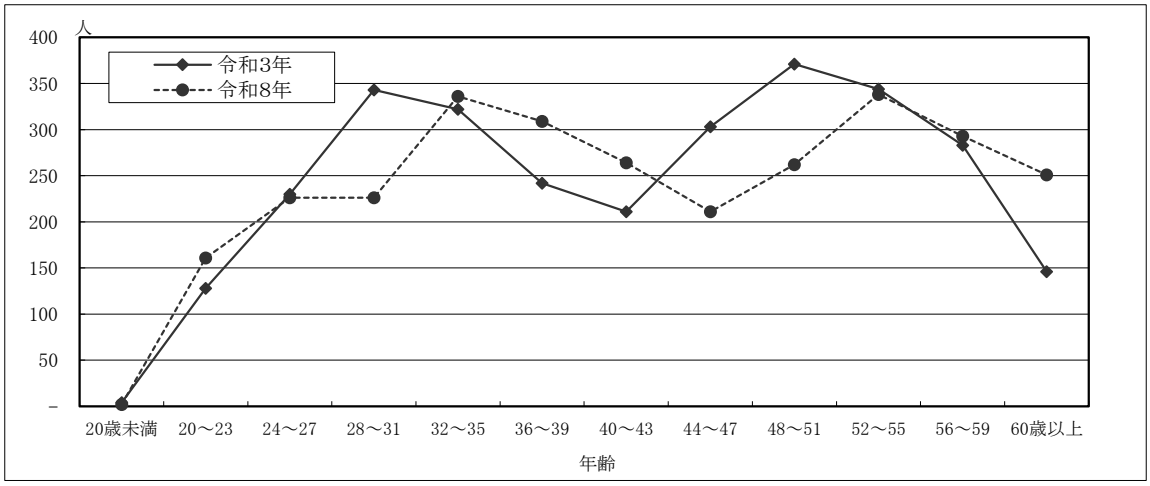
(単位:人)

部門	区分		職員数 令和7年	職員数 令和8年	対前年	令和7～8年の主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	19	19	－	－
		総務・企画	340 (13)	341 (6)	1	住民関連一般業務の体制充実(増)
		税務	83 (1)	84 (1)	1	税務業務の体制充実(増)
		民生	596 (64)	624 (56)	28	その他の社会福祉施設業務の体制充実(増)
		衛生	333 (8)	324 (3)	△9	し尿収集業務の体制見直し(減)
		労働	5	5	－	－
		農林水産	12	12	－	－
		商工	10	11	1	商工一般業務の体制充実(増)
		土木	276 (4)	271 (4)	△ 5	土木一般業務の体制見直し(減)
		計	1674 (90)	1691 (70)	17	
	教育部門		365 (49)	353 (52)	△ 12	小学校業務の体制見直し(減)
	小計		2039 (139)	2044 (122)	5	
公営企業等会計部門	病院		541 (6)	572 (2)	31	病院業務の体制充実(増)
	水道		97 (2)	96	△ 1	水道業務の体制見直し(減)
	下水道		92 (3)	95 (2)	3	下水道業務の体制充実(増)
	その他		70	72	2	介護保険事業の体制充実(増)
	小計		800 (11)	835 (4)	35	
定員管理調査合計			2839 (150)	2879 (126)	40	＜参考＞人口1万人あたり職員数73.6人
[]内は条例定数の合計			[3,129]	[3,129]	－	

〔注1〕定員管理調査とは総務省が毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。
〔注2〕()内は定員管理調査の対象外職員(再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員(フルタイム))の数で外数。

(2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは令和3年と令和8年の年齢別構成比を示したものです。



（単位:人）

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳
令和3年	4	128	230	343	322	242
令和8年	2	161	226	226	336	309

区　分	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和3年	211	303	371	344	283	146	2,927
令和8年	264	211	262	338	293	251	2,879

〔注〕各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(3) 職員数の推移

（単位:人）

年度／部門別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政部門	1,794	1,740	1,718	1,703	1,674	1,691	△ 103	-5.7%
教育部門	365	359	360	359	365	353	△ 12	-3.3%
普通会計 計	2,159	2,099	2,078	2,062	2,039	2,044	△ 115	-5.3%
公営企業等会計 計	768	780	800	798	800	835	67	8.7%
総 合 計	2,927	2,879	2,878	2,860	2,839	2,879	△ 48	-1.6%

〔注〕各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(令和8年4月1日現在)

(単位:人)

職種名		人 数	うち女性数
事務職員	事務員	938	392
	福祉主事	89	43
	児童指導員	1	1
	図書館司書	9	7
	保育士	197	191
	家庭児童相談員	1	1
	発達相談員	1	1
	臨床心理士	23	22
	心理士	5	5
	医療ソーシャルワーカー	3	1
小計		1,267	664
技術職員	土木技術者	211	9
	建築技術者	69	18
	機械技術者	29	1
	化学技術者	25	7
	電気技術者	27	−
	運転手	6	−
	運転手兼作業員	8	−
	作業員	125	1
	調理員	70	40
	用務員	5	3
	校務員	16	9

(単位:人)

職種名		人 数	うち女性数
技術職員	水道現業員	13	−
	行政的放射線技師	2	−
	行政的保健師	85	82
	行政的看護師	20	20
	行政的獣医師	6	4
	行政的薬剤師	16	8
	行政的作業療法士	5	2
	行政的歯科衛生士	3	3
	行政的理学療法士	6	1
	行政的言語聴覚士	2	2
	助産師	11	11
	看護師	333	306
	准看護師	1	1
	放射線技師	17	7
	検査技師	20	11
	薬剤師	22	13
	管理栄養士	22	19
	その他医療技術者	25	8
小計		1,200	586
その他	医師	66	23
	歯科医師	1	−
	教諭	22	22
	指導主事	45	11
小計		134	56
合計		2,601	1,306

〔注〕各任命権者分及び他団体への派遣職員分を含みます。
※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

補職名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人 数	うち女性数	人 数	うち女性数	人 数	うち女性数
理 事 級	1	1	1	1	−	−
部 長 級	18	2	19	1	21	3
参 事 級	2	−	3	−	3	1
次 長 級	39	11	35	11	34	11
副参事級	9	3	6	3	6	1
課 長 級	112	24	116	26	114	25
主 幹 級	6	2	7	3	10	3
課長代理級	238	75	227	76	231	84
副 主 幹	10	2	8	2	6	1
係 長 級	494	184	518	181	542	197
主 任	950	542	907	527	882	512
一般職員	538	358	558	382	618	412
その他	130	49	137	58	134	56
計	2,547	1,253	2,542	1,271	2,061	1,306

〔注1〕各任命権者分及び他団体への派遣職員分を含んでいます。
〔注2〕「係長級」には監督・主任(主査級)・主査・業務主査を、「主任」には班長・副班長・看護主任を含みます。
〔注3〕「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

(6) 人事発令状況について(機関別・令和7年度)

次表は、令和7年度中に行った、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。

(単位:件)

機関名	採 用	異 動	休 職	復 職	退 職	育 休
市 長 部 局	81	422	31	22	63	151
市立ひらかた病院	49	75	7	9	47	61
上 下 水 道 局	5	55	2	3	8	5
市 議 会 事 務 局	−	10	−	−	−	−
教 育 委 員 会	17	67	3	2	21	12
監 査 委 員 事 務 局	−	4	−	−	−	2
選挙管理委員会事務局	1	2	−	−	−	−
農 業 委 員 会 事 務 局	−	4	−	−	−	−
計	153	639	43	36	139	231

〔注1〕休職には更新の発令を含んでいません。
〔注2〕育休には部分休業、育児短時間勤務を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含む)。
〔注3〕退職には死亡者は含んでいません(発令を伴わないため)。
〔注4〕府等との人事交流による派遣は除いています。

(7) 職員採用試験実施状況(令和7年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものとすると定められています。令和7年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

職 種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員	682	612	73
保育士	40	37	14
土木技術者	28	28	11
建築技術者	7	7	2
化学技術者	5	5	2
幼稚園教諭	13	12	1
行政的保健師	40	38	4
心理士	32	28	5
行政的看護師	9	8	2
行政的獣医師	6	6	1
行政的言語聴覚士	2	2	1
行政的理学療法士	16	16	2
行政的作業療法士	9	8	1
調理員	24	24	2
行政的獣医師・行政的薬剤師	11	11	2
看護師	78	75	54
理学療法士	4	4	1
薬剤師	9	9	3
診療放射線技師	36	25	1
臨床検査技師	10	8	1
作業療法士	1	1	−
計	1,062	964	183

〔注1〕各任命権者分を含みます。
〔注2〕事務員は、大学卒・大学卒以外に福祉などの有資格者も対象としています。
〔注3〕技術職は、大学卒・大学卒以外・資格者・民間企業等実務経験者を対象としています。

Ⅱ 職員の人事評価の状況

評定の状況(総合評価制度(能力評価と実績評価))

総合評価制度は、人材育成基本方針の理念を具現化することを目的に、職員のあるべき姿に近づくための職員の行動指針を実行していくため、職員一人ひとりの人材育成のツールとして位置づけています。職員の意欲を引き出すため、正職員および再任用職員の評価結果は、非管理職員も含め給与に反映しており、令和7年度からは任期付職員及び通年任用の会計年度任用職員においても給与に反映しています。

今後も適宜必要な見直しや改善を行いながら制度を成熟させ、人材育成につなげます。

Ⅲ 職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などに基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区　分	住民基本台帳人口（令和8年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考)令和6年度の人件費率
令和7年度	390,926	1,687億6,148万円	22億7,131万円	231億7,189万円 (227億6,761万円)	13.7%	13.5%

〔注1〕人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

〔注2〕人件費の()内の数値は、投資的経費に係る人件費を含んでいません。

〔注3〕普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。

〔注4〕上記人件費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和7年度	2,048人	77億4,805万円	22億9,777万円	35億2,259万円	135億6,841万円	663万円

【参　考　値】				
給与費				一人当たり給与費C/A
給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　C	
83億1,649万円	24億2,033万円	36億9,099万円	144億2,781万円	704万円

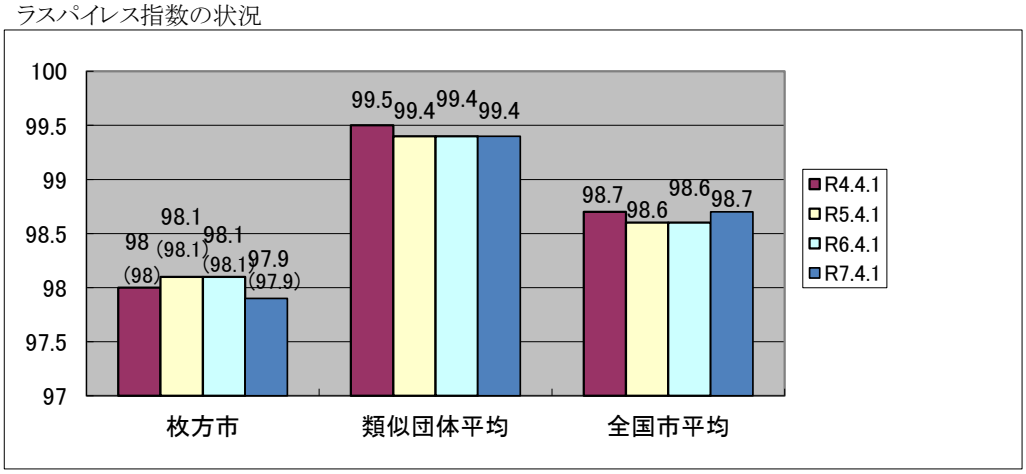
令和6年度【参　考　値】	
一人当たり給与費	類似団体平均一人当たり給与費
672万円	654万円

〔注1〕令和7年度の職員数は、短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除いた人数です。

〔注2〕令和7年度の【参考値】は、総務省が指定した共通の様式に基づき短時間勤務職員(会計年度任用職員を除く。以下同じ。)の給与を含むものであるため、一人当たり給与費(C／A)の欄については、短時間勤務職員分を含んだ給与費を、短時間勤務職員を含まない職員数で除した金額となっています。

〔注3〕上記給与費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



〔注1〕ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

〔注2〕()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給率)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

〔注3〕類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

〔注4〕ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

（4） 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［ 実施 ］

実施内容

（給料表の改定実施時期）

令和8年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、6級（国7級相当）及び7級（国8級相当）の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、6級以上の級間での給料月額の重なりの解消等を実施。（本市の給料表は、平成31年4月1日より一部の号給をカットした、級ごとの重なりが少ない、メリハリのきいた独自給料表となっていた。そのため、3級から5級（国3級相当から6級相当）については国に合わせた改定が不要であった。）

②地域手当の支給割合の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び該当団体の支給割合）

（支給割合）国基準12%に対し、枚方市においても12%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は11%、令和8年4月1日からは12%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年	令和7年	令和8年
国基準による支給割合	10%	11%	12%
枚方市の支給割合	10%	11%	12%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1） 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
枚方市	43.8 歳	324,980 円	434,974 円	391,645 円
大阪府	41.3 歳	323,086 円	434,367 円	382,395 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	331,473 円	417,367 円	377,585 円

② 技能労務職

区 分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	年収ベース試算値（B）
枚方市	51.3 歳	239 人	318,051 円	383,599 円	365,064 円	6,242,385 円
うち 清掃職員	53.3 歳	87 人	328,009 円	403,090 円	378,076 円	6,555,218 円
うち 学校給食員	48.0 歳	50 人	306,032 円	369,816 円	350,909 円	5,966,045 円
うち 用務員	55.5 歳	25 人	331,888 円	385,820 円	372,369 円	6,277,246 円
うち その他	49.7 歳	77 人	310,113 円	369,805 円	357,183 円	6,057,047 円
大阪府	54.3 歳	385 人	296,155 円	370,031 円	341,912 円	5,988,072 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—
類似団体	50.9 歳	175 人	323,727 円	381,452 円	354,857 円	—

民　　間				参考	
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(C)	年収ベース試算値(D)	A／C	B／D
廃棄物処理業従業員	48.0　歳	320,600　円	4,457,900　円	1.26	1.47
調理師	44.0　差	293,300　円	3,883,900　円	1.26	1.54
用務員	49.0　歳	251,000　円	3,395,700　円	1.54	1.85

③ 教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	40.0　歳	332,668　円	415,492　円
大阪府	39.3　歳	362,047　円	441,023　円
類似団体	40.4　歳	328,122　円	383,554　円

〔注1〕「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

〔注2〕「民間 」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和4年 ～令和6年の3ヵ年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

〔注3〕年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末･勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2)　職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区　分		枚方市	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	225,600　円	227,100　円	総合職　230,000　円 一般職　220,000　円
	高 校 卒	201,000　円	192,900　円	188,000　円
技能労務職	中・高卒	199,000　円	201,467　円	―

※他団体と比較するため、令和7年4月1日現在の状況を掲載しています。

(3)　職員の経験年数別･学歴別平均給料月額の状況(令和8年4月1日現在)

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	288,476　円	343,040　円	386,364　円	452,075　円
	高 校 卒	267,700　円	302,800　円	374,600　円	376,200　円
技能労務職	高 校 卒	260,500　円	291,020　円	315,600　円	360,216　円

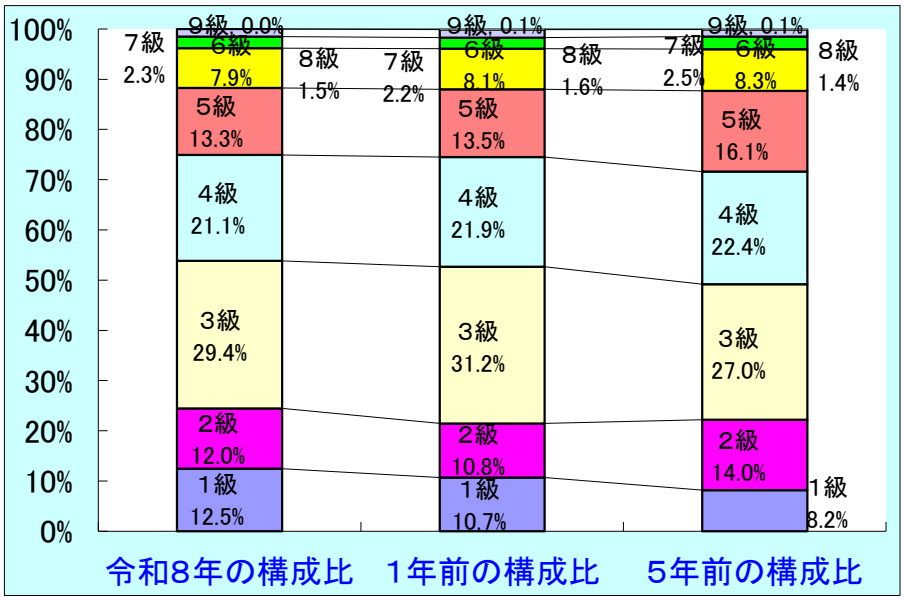
3　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8年4月1日現在）

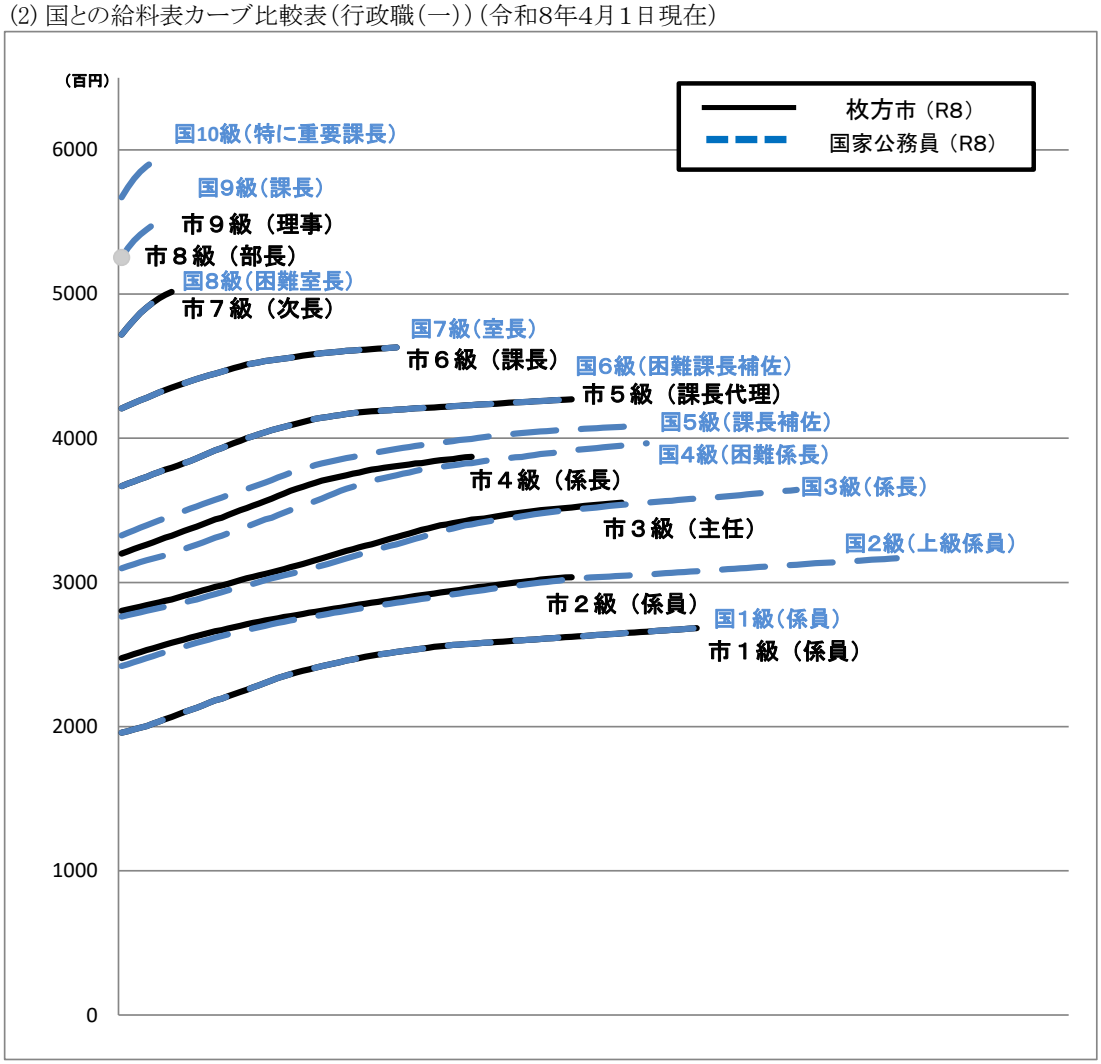
区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	一般職員	140　人	12.5　%	195,800　円	268,300　円
2　級	一般職員	135　人	12.0　%	247,500　円	303,600　円
3　級	主任	330　人	29.4　%	280,300　円	355,300　円
4　級	係長	237　人	21.1　%	320,000　円	387,100　円
5　級	課長代理	150　人	13.3　%	366,800　円	427,000　円
6　級	課長	89　人	7.9　%	420,700　円	463,000　円
7　級	次長	26　人	2.3　%	471,900　円	501,500　円
8　級	部長	17　人	1.5　%	525,300　円	525,300　円
9　級	理事	－　人	－　%	547,900　円	547,900　円

〔注1〕枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

〔注2〕標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和8年4月1日現在)



4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当・勤勉手当(令和8年4月1日現在)

枚方市	大阪府	国
1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,716千円	1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,875千円	―
(令和7年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 年間　2.525 月分　2.125 月分 (1.425) 月分　(1.025) 月分	(令和7年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 計　(1.425) 月分　(1.025) 月分	(令和7年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 計　(1.425) 月分　(1.025) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20% 管理職加算　加算なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　10～25%

〔注1〕期末・勤勉手当とは、民間における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給額算定基礎は、給料、扶養手当(期末手当のみ)、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・大阪府については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

〔注2〕支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(令和8年4月1日現在)

枚方市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前勧奨退職者2～20%		その他の加算措置	定年前勧奨退職者2～45%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成8年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
令和7年度1人当たり平均支給額	2,478 千円	19,445 千円			

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化しました。

〔注4〕平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

(3) 地域手当(令和8年4月1日現在)

支給実績(令和7年度決算)	965,953 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	447,396 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	12 %	2,170 人	12 %

（4） 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	4,218 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	33,852 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和8年度）	3.4 %
手当の種類（手当数）	9 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	817 千円	1件あたり①160円 ②190円
感染症等対策業務手当	課長代理以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務	18 千円	日額290円
		感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務など		
		狂犬病予防法に基づく予防注射または検診		
		狂犬病予防法に基づく捕獲または薬殺		日額450円
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業	—	1件当たり 1,000円
		死体の清拭並びに鼻腔、口腔及び肛門に綿を詰める等作業など		
社会福祉業務手当	課長代理以下	社会福祉法に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	1,003 千円	日額300円
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の立会い及び訪問による相談・指導業務		
		他の地方公共団体における児童相談所の業務		日額 1,000 円
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業、下水処理施設におけるスクリーン清掃作業	1 千円	日額300円
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜（22時から5時）に勤務した場合	—	1回当たり 410～ 1,100円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	83 千円	日額220～ 1,000円
		高所（10m以上に限定）の足場の不安定箇所で行う作業		
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業		
		深夜（22時から5時）に緊急呼出を受け出動し行う作業など		
教員特殊業務手当	幼稚園教諭(園長除く)、小学校及び中学校講師	非常災害時の緊急業務	1,649 千円	日額2,600～ 16,000円
		修学旅行等で宿泊を伴う業務		
		クラブ活動等における児童生徒の指導業務		
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合 例：安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など	646 千円	月額2,000円

（5） 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	670,054 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	400 千円
支給実績（令和6年度決算）	621,009 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	365 千円

〔注〕職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和7年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

（6） その他の手当（令和8年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
扶養手当	子 13,000円 父母等 6,500円 15歳を超えた4月から満22歳の年度末まで子については、5,000円が加算 父母等について、次長は3,500円、部長以上は支給なし	同じ	—	175,154 千円	239,652 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃－16,000円 家賃月額27,000円超の場合 （家賃－27,000円）×1/2＋11,000円	同じ	—	136,987 千円	318,564 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額150,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～66,400円 駐車場等利用に応じて支給 支給限度額5,000円	同じ	—	214,540 千円	115,343 円
在宅勤務手当	住居その他これに準ずる場所において、3ヶ月以上継続して1ヵ月あたり平均 10 日を超える在宅等勤務をあらかじめ所属長に命ぜられた場合 月額3,000円	同じ	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 月額46,300円 ～139,300円	279,962 千円	718,764 円
第一種初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 310,800円 16年以上17年未満 307,500円 17年以上18年未満 304,200円 18年以上19年未満 300,900円 19年以上20年未満 297,600円 20年以上21年未満 294,300円 21年以上22年未満 283,300円 22年以上23年未満 271,300円 23年以上24年未満 258,800円 24年以上25年未満 246,300円 25年以上26年未満 233,800円 26年以上27年未満 218,300円 27年以上28年未満 202,800円 28年以上29年未満 187,300円 29年以上30年未満 171,800円 30年以上31年未満 155,300円 31年以上32年未満 138,800円 32年以上33年未満 122,300円 33年以上34年未満 104,300円 34年以上35年未満 86,300円	同じ	—	4,867 千円	2,433,600 円
第二種初任給調整手当	職員の勤務1時間あたりの給与額が、地域別最低賃金を下回る場合に、その差額を支給	同じ	—	—	—

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時)に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	―	(時間外勤務手当に含みます)	
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	―		
宿日直手当	勤務1回につき3,450円～6,900円を支給	異なる	府に準拠	―	―
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し、職務の級及び号給の別に応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮した額を支給 月額650円～8,200円	異なる	府に準拠	3,860 千円	37,536 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営に必要な業務について、定められた週休日又は休日等に勤務をした場合、勤務時間数に応じて支給 【週休日・休日】 ①次長以上の職務に相当する職員 6時間超 18,000円 3時間超6時間以下 12,000円 3時間以下 6,000円 ②①以外の職員 6時間超 15,000円 3時間超6時間以下 10,000円 3時間以下 5,000円 【平日22時～5時】 ①次長以上の職務に相当する職員 3時間超 6,000円 3時間以下 3,000円 ②①以外の職員 3時間超 5,000円 3時間以下 2,500円	異なる	左記のとおり	7,489 千円	22,625 円

5 特別職の報酬等の状況(令和8年4月1日現在)

区分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額
給料	市長	1,023,000 円 (716,100) 円	1,180,000 円 ／ 707,000 円
	副市長	890,000 円 (801,000) 円	960,000 円 ／ 696,000 円
報酬	議長	766,000 円	827,000 円 ／ 584,000 円
	副議長	727,000 円	748,000 円 ／ 513,000 円
	議員	669,000 円	700,000 円 ／ 475,000 円
期末手当	市長	(令和7年度支給割合) 3.3月分	
	副市長	3.5月分	
	議長 副議長 議員	(令和7年度支給割合) 4.65月分	
退職手当		算定方式	(1期の手当額) (支給時期)
	市長	給料月額×在職月数×50/100	24,552,000 任期ごとに支給
	副市長	給料月額×在職月数×30/100	12,816,000 任期ごとに支給
	備考		

〔注1〕市長の()内の数字は、特別措置による給料月額30%減額(令和5年9月23日から実施)後の額です。

〔注2〕副市長の()内の数字は、特別措置による給料月額10%減額(令和元年9月23日から実施)後の額です。

〔注3〕退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。なお、市長の退職手当については、前任期に引き続き現任期についても不支給となっています。

6 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和6年度の総費用に占める職員給与費比率
令和7年度 水道事業会計	51億7,368万円	12億232万円	6億525万円	11.7%	12.3%
令和7年度 下水道事業会計	103億6,212万円	15億504万円	5億4,780万円	5.0%	5.4%

〔注1〕資本勘定支弁職員に係る職員給与費(水道事業会計292,114千円、下水道事業会計257,549千円)を含んでいません。

〔注2〕職員給与費には、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)、賞与等引当金繰入額(水道事業会計39,959千円、下水道事業会計13,120千円)、退職給付引当金繰入額(水道事業会計72,650千円、下水道事業会計28,132千円)及び退職給付費(下水道事業会計8,797千円)を含む。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和7年度	181人	7億2,752万円	1億9,396万円	2億8,732万円	12億880万円	668万円	632万円

〔注1〕給与費には、上下水道事業管理者、短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する給料等は含んでいません。
〔注2〕職員手当には退職手当を含んでいません。
〔注3〕団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市上下水道局	46.1　歳	389,369　円	562,754　円
団　体　平　均	45.8　歳	345,838　円	524,813　円

〔注1〕基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
〔注2〕平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
〔注3〕団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(令和8年4月1日現在)

枚方市上下水道局		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,728千円		1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,716千円	
(令和7年度支給割合)		(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分	2.525 月分	2.125 月分
(1.425) 月分	(1.025) 月分	(1.425) 月分	(1.025) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%	

〔注〕()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和8年4月1日現在)

枚方市上下水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前勧奨退職者2～20%		その他の加算措置	定年前勧奨退職者2～20%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
令和5年度1人当たり平均支給額	14,002 千円	20,452 千円	令和7年度1人当たり平均支給額	2,478 千円	19,445 千円

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和8年4月1日現在)

支給実績(令和7年度決算)			90,723 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)			471,488 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	12 %	195 人	12 %

エ 特殊勤務手当(令和8年4月1日現在)

支給実績(令和7年度決算)	597 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	28,311 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和8年度)	15.6 %
手当の種類(手当数)	2 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和7年度決算)	左記職員に対する支給単価
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	576 千円	月額2,000円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	21 千円	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業		
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部)		
		災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業		
		風水害等の発生時において、深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行う作業など		

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和7年度決算)	33,324 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	209 千円
支給実績(令和6年度決算)	34,983 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	206 千円

〔注〕職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和7年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
扶養手当	子 13,000円 父母等 6,500円 15歳を超えた4月から満22歳の年度末まで子については、5,000円が加算 父母等について、次長は3,500円、部長以上は支給なし	同じ	―	23,567 千円	226,782 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃－16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃－27,000円)×1/2＋11,000円	同じ	―	12,427 千円	317,269 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額150,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～66,400円 駐車場等利用に応じて支給 支給限度額5,000円	同じ	―	18,527 千円	107,711 円
在宅勤務手当	住居その他これに準ずる場所において、3ヶ月以上継続して1ヵ月あたり平均 10 日を超える在宅等勤務をあらかじめ所属長に命ぜられた場合 月額3,000円	同じ	―	―	―
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同じ	―	24,651 千円	704,297 円
第二種初任給調整手当	職員の勤務1時間あたりの給与額が、地域別最低賃金を下回る場合に、その差額を支給	同じ	―	―	―
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	―	(時間外勤務手当に含みます)	

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和6年度の総費用に占める職員給与費比率
令和7年度	122億5,547万円	▲ 11億9,838円	60億2,564万円	49.2%	49.3%

〔注1〕職員給与費には賞与等引当金繰入額 427,546千円、退職給付引当金繰入額346,852千円を含んでいます。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和7年度	525	19億9,728万円	11億5,108万円	8億6,533万円	40億1,369万円	765万円

(参考)団体平均一人当たり給与費
725万円

〔注1〕給与費には、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。
〔注2〕職員手当には退職手当を含んでいません。
〔注3〕団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区　分		平均年齢	基本給	平均月収額
市立ひらかた病院		39.5　歳	374,816　円	655,355　円
	うち医師	41.9　歳	497,232　円	1,236,361　円
	うち看護師	37.4　歳	342,895　円	525,615　円
	うち事務局員	42.8　歳	387,003　円	647,312　円
団体平均		－	－	－
	うち医師	43.8　歳	576,481　円	1,429,309　円
	うち看護師	42.0　歳	315,921　円	517,999　円
	うち事務局員	47.1　歳	335,568　円	526,889　円

〔注1〕基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
〔注2〕平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
〔注3〕団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(令和8年4月1日現在)

市立ひらかた病院		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(令和7年度)		1人当たり平均支給額(令和7年度)	
1,682千円		1,716千円	
(令和7年度支給割合)		(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分	2.525 月分	2.125 月分
(1.425) 月分	(1.025) 月分	(1.425) 月分	(1.025) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 3～20%		役職加算 3～20%	

〔注〕()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和8年4月1日現在)

市立ひらかた病院			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前勧奨退職者2～20%		その他の加算措置	定年前勧奨退職者2～20%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
令和6年度1人当たり平均支給額	1,973 千円	3,125 千円	令和7年度1人当たり平均支給額	2,478 千円	19,445 千円

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。
〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。
〔注4〕支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和8年4月1日現在)

支給実績(令和7年度決算)			243,741　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)			459,023　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	12　%	531　人	12　%

エ 特殊勤務手当(令和8年4月1日現在)

支給実績(令和7年度決算)	508,904	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	1,191,813	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和8年度)	80.4	%
手当の種類(手当数)	7	種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和7年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	1,481 千円	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査又は病原体が付着しているおそれのある物件の処理業務	331 千円	日額:医師380円、看護師290円、技師90円
		新型コロナウイルス感染症の診療又は感染症の病原体が付着しているおそれのある物件の処理業務	0 千円	日額3,000円又は4,000円
診療手当	医師	診療業務	413,071 千円	診療局各科の当該月の収入額等に応じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	91,822 千円	1回当たり2,000～9,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	499 千円	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所など危険な現場で行う業務等	―	日額220～650円
業務管理手当	主任技術者	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	―	月額2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和7年度決算)	124,317	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	234	千円
支給実績(令和6年度決算)	131,335	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	250	千円

〔注〕職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和7年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ 寒冷地手当

本市は支給対象外

キ その他の手当(令和8年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和7年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)
扶養手当	子 13,000円 父母等 6,500円 15歳を超えた4月から満22歳の年度末まで子については、5,000円が加算 父母等について、次長は3,500円、部長以上は支給なし	同じ	―	41,539 千円	250,233 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃－16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃－27,000円)×1/2＋11,000円	同じ	―	37,317 千円	266,551 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額150,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～66,400円 駐車場等利用に応じて支給 支給限度額5,000円	同じ	―	57,237 千円	126,630 円

在宅勤務手当	住居その他これに準ずる場所において、3ヶ月以上継続して1ヵ月あたり平均 10 日を超える在宅等勤務をあらかじめ所属長に命ぜられた場合 月額3,000円	同じ	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事　114,000円 部長　96,000円 参事　80,000円 次長　78,000円 室長　73,000円 副参事　70,000円 課長　69,000円 主幹　56,000円 課長代理　50,000円 副主幹　45,000円	同じ	—	77,865　千円	659,873　円
第一種 初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満　67,250円 16年以上17年未満　66,550円 17年以上18年未満　65,850円 18年以上19年未満　65,150円 19年以上20年未満　64,440円 20年以上21年未満　63,740円 21年以上22年未満　60,500円 22年以上23年未満　57,320円 23年以上24年未満　54,080円 24年以上25年未満　50,920円	異なる	左記のとおり	54,571　千円	586,787　円
第二種 初任給調整手当	職員の勤務1時間あたりの給与額が、地域別最低賃金を下回る場合に、その差額を支給	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合：135/100	同じ	—	（時間外勤務手当に含みます）	

Ⅳ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）職員の勤務時間等（令和8年4月1日現在）

勤務を要する日	毎週月～金曜日（休日を除く。）
始業時刻	午前9時00分
終業時刻	午後5時30分
休憩時間	午後0時00分から午後0時45分まで

〔注〕この表は本庁の一例です。職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。

（2） 主な休暇の取得状況（機関別：令和7年度）

区分	年次有給休暇（日）		特別休暇（日）		病気休暇（日）		年間延職員数（人）
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市長部局	23,968.5	15.6	15,527.4	10.1	6,332.9	4.1	18,449
市立ひらかた病院	6,505.7	13.0	2,783.9	5.5	1,488.0	3.0	6,023
上下水道局	3,016.3	17.0	1,350.4	7.6	501.0	2.8	2,124
市議会事務局	269.9	14.2	106.4	5.6	16.0	0.8	228
教育委員会	3,459.2	14.6	1,765.4	7.5	807.0	3.4	2,838
監査委員事務局	120.1	13.3	60.4	6.7	－	－	108
選挙管理委員会事務局	71.4	10.2	61.0	8.7	－	－	84
農業委員会事務局	143.3	14.3	75.0	7.5	－	－	120
計／平均	37,554.4	15.0	21,729.9	8.7	9,144.9	3.7	29,974

〔注1〕休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

〔注2〕上表には、教職員を含んでいません。

（3） 主な特別休暇の種類等（令和8年4月1日現在）

種類	付与期間
ドナー休暇	必要と認められる日又は時間
ボランティア休暇	1年度に5日以内
結婚休暇	7日
妊娠休暇	1日に1時間以内
出産休暇	産前産後それぞれ8週間
育児休暇	1日に1時間以内
看護等休暇	1年度に7日以内（看護が必要な者が2名以上の場合は10日）
親族死亡休暇	続柄に応じ付与 （例）配偶者、実父母及び実子・・・7日など
夏季休暇	5日以内
長期在職休暇	在職10年・・・3日、在職20年・・・3日、在職10年以上であり、52歳に達する日の属する年度・・・5日
短期介護休暇	5日（要介護者が2名以上は10日）

〔注〕特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

（4） 休業の状況（機関別・令和7年度）

（単位：人）

区分	育児休業	部分休業	修学部分休業	配偶者同行休業	自己啓発等休業
市長部局	131	95	－	－	1
市立ひらかた病院	53	30	－	－	－
上下水道局	7	－	－	－	－
市議会事務局	－	－	－	－	－
教育委員会	11	2	－	－	－
監査委員事務局	－	1	－	－	－
選挙管理委員会事務局	－	－	－	－	－
農業委員会事務局	2	1	－	－	－
計	204	129	－	－	1

（5） 時間外勤務の状況（機関別・令和7年度）

（単位：時間・人）

区分	時間外勤務時間数	延職員数	1人あたり月時間数
市長部局	184,988	15,119	12.24
市立ひらかた病院	37,337	4,621	8.08
上下水道局	12,543	1,728	7.26
市議会事務局	2,540	156	16.28
教育委員会	18,484	1,794	10.30
監査委員事務局	556	72	7.72
選挙管理委員会事務局	2,092	48	43.58
農業委員会事務局	1,223	84	14.56
計	259,763	23,622	11.00

〔注〕時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

Ⅴ 職員の分限及び懲戒処分等の状況

（1） 分限処分者数（令和7年度）

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

（単位：人）

降任	免職	休職	降給	計
－	－	43	－	43

〔注〕各任命権者分を含みます。

(2) 懲戒処分等者数(令和7年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。また、懲戒処分とは別に、本市独自の対応として、職員の行為への指導的対応として訓告等があります。

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
令和7年8月26日	戒告	1人	利害関係者との飲食によるもの
令和8年1月29日	戒告	1人	パワー・ハラスメントによるもの
令和8年3月17日	停職	1人	パワー・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントによるもの
令和8年3月26日	停職	1人	現金窃盗によるもの

〔注〕 対象は正職員(各任命権者分を含む。)

Ⅵ 職員の服務の状況

職員の営利企業等従事許可の状況(令和7年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。令和7年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他市規則で定める地位を兼ねる場合	2
自ら営利企業を営む場合	8
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	416
計	426

〔注〕 各任命権者分を含みます。

Ⅶ 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の状況(令和8年度公表分)

氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
石田　智則	観光にぎわい部 観光交流課 主幹 (ひらかた万博事業推進官)	R8.3.31	R8.4.1	特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会	事務局長
江見　美紀	総合教育部 おいしい給食課長	R8.3.31	R8.4.1	株式会社すまいる	一般職員
大原　賢了	健康福祉部 副参事(保健施策推進担当) 兼子ども未来部 まるっとこどもセンター 副参事	R8.3.31	R8.4.1	株式会社椿本チエイン	人事・総務部長 付専属産業医
竹島　弘光	健康福祉部 健康福祉政策課 主幹 (福祉施策推進官)	R8.6.23	R8.6.23	社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会	会長
土佐　泰豊	総務部長	R7.6.30	R7.10.1	株式会社MYマネジメント	一般職員
前村　卓志	市民生活部 納税課 主幹 (不納欠損等対策官)	R7.3.31	R8.4.1	大阪市役所	会計年度 任用職員
山下　功	上下水道部 上下水道総務課 主幹 (危機管理・工事監理官)	R8.3.31	R8.4.1	日本下水道事業団 西日本設計センター	嘱託 (契約社員)

Ⅷ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

都市経営を支える職員の育成に向けて、令和3年3月に改定した枚方市の人材育成基本方針「一人ひとりの考量と行動で、ひらかたを最高のまちに ～すべての仕事はだれかのために Always Challenging～」に則り、採用から退職までのそれぞれのステージにおいて必要な知識、判断力、政策形成能力などを高めるための研修を実施し、職員の意識改革・能力開発に取り組んでいます。

研修の実施状況（令和7年度）

ア．職場外研修

① 管理・監督・一般職員研修（階層別研修）　（単位：日、回、人）

研修名	講師 概要	対象者	日数	回数	受講
新入職員研修	・庁内講師 ・一般社団法人日本経営協会　長野　ゆか、吉弘　仁 ・特定非営利活動法人 パーソナルサポートひらかた 長尾　祥司 ・一般財団法人大阪府人権協会 柴原　浩嗣 市長講話、公務員倫理研修、接遇研修、土嚢研修、救急救命講習、福祉体験等	令和7年4月入職の職員	5	1	95
	庁内講師 公務員倫理、人権、枚方市の防災等	令和7年7月入職の職員	1	1	2
	・庁内講師 ・一般社団法人日本経営協会　岡崎　克哉 市の重点施策、枚方市の財政、職員提案制度、効果的な情報発信について、議会について	令和7年4・7月入職の職員	1	1	82
新入職員フォローアップ研修	株式会社営業会議　代表取締役社長　野口　明美 半年間の振り返り・これからの目標確認、市長との対話	令和7年4・7月入職の職員	2	2	83
	株式会社イヴレス　大槻　郁恵 キャリアデザイン		2	2	85
憲法研修	株式会社日本マネジメント協会　大内　利之 憲法	入職1・3年目の職員	2	2	146
地方自治法研修	株式会社日本マネジメント協会　山田　真司 地方自治法	入職2年目の職員	1	1	75
法務研修	株式会社日本マネジメント協会　山田　真司 自治体法務	課長代理2年目の職員	1	1	14
CS向上研修	株式会社営業会議　代表取締役社長　野口　明美 市民満足度を高めるための市民対応	入職2年目の職員	2	2	71
問題解決力向上研修	株式会社インソース　吉田　学 問題・課題発見、解決力向上	入職4・5年目の職員	3	3	83
キャリアデザイン研修	株式会社イヴレス　大槻　郁恵 地方公務員のキャリア形成	主任2年目の職員	1	2	61
新任主任研修	株式会社ビーコンラーニングサービス　井口　和之 政策形成（EBPM）	新任主任	2	2	64
新任主査研修	株式会社ビーコンラーニングサービス　井口　和之 リーダーシップ、折衝・交渉力	新任主査	2	2	63
新任係長研修	庁内講師 係長の役割、文書実務、メンタルヘルス、契約実務、会計審査事務、市長講和等	新任係長	1	1	25
	株式会社ビーコンラーニングサービス　井口　和之 業務マネジメント		1	1	22
新任課長代理研修	庁内講師 文書実務と情報公開・個人情報保護、健康管理、市長講話等	新任課長代理	1	1	22
	株式会社ビーコンラーニングサービス　山下　浩 マネジメント		1	1	21
新任課長研修	庁内講師 性的マイノリティ支援、情報セキュリティ、障害者差別解消法、市長講話等	新任課長	1	1	18
	株式会社ビーコンラーニングサービス　叶内　純 組織マネジメント		1	1	16
メンター研修	株式会社営業会議　代表取締役社長　野口　明美 「メンター制度」を活用した新入職員育成について	新入職員のメンター	2	2	56
DX研修（DX推進課と共催）	枚方市デジタルトランスフォーメーション・フェロー 関　治之 自治体のデジタル活用のポイント	次長・課長	2	3	132

評価者研修	株式会社話し方教育センター　伊槻　紀子 人事評価について	新任課長代理級	1	1	30
	株式会社話し方教育センター　伊槻　紀子 人事評価について	課長級、新任以外の課長代理級	3	9	430
タイムマネジメント研修	株式会社フォースコミュニティ　東　美紀 タイムマネジメント	入職3年目の職員	2	2	51
管理職向け職員力向上研修	株式会社リーダーズクリエイティブラボ　代表取締役 五十嵐　剛 任せる勇気～チームの熱を引き出す組織づくり～	理事・部長級	1	1	27
理事・部長研修	大阪府警察本部　警務部　高度情報推進局長　警視正 岡野 明子 組織の女性リーダーの育成に向けて理事者に求められる役割	理事・部長級	1	1	25
ベテラン研修	株式会社自然総研　福長 久美子 定年年齢の引き上げに伴うキャリア研修	令和7年度に59歳となる職員および55歳以上となる職員のうち希望する職員	1	2	50

② 能力開発・専門研修　（単位：日、回、人）

研修名	講師 概要	対象者	日数	回数	受講
ナッジ理論研修	特定非営利活動法人PolicyGarage　坂部　佑磨 ナッジ理論の基本や活用方法	（公募による）	1	1	23
手話研修（1回目）	関西学院大学　日本手話講師団　平 英司 聴覚障害への理解	（公募による）	1	1	15
手話研修（2～4回目）	関西学院大学　日本手話講師団　前川　和美、 馬場　博史 手話演習	希望する職員	3	1	7

③ 公務員基礎研修　（単位：日、回、人）

研修名	講師 概要	対象者	日数	回数	受講
人権研修 （人権政策課と共催）	社会福祉法人大阪暁明館 法人本部 部長代行 兼 大阪暁明館病院 事務長　櫻井　勇介 障害者理解・合理的配慮について	次長・課長	2	3	156
	一般財団法人大阪府人権協会　柴原　浩嗣 わたしからはじまる人権	新任課長代理	1	1	25
	一般財団法人大阪府人権協会　柴原　浩嗣 わたしからはじまる人権	新任主査、新任主任	2	4	126
ハラスメント防止研修 （コンプライアンス推進課と共催）	株式会社プロサポ　福長　久美子 相手を尊重したコミュニケーションのヒント	入職3年目の職員	1	2	61
	弁護士　石原　麗央奈・職員課職員 休暇制度に関わるハラスメントを防止するために	課長	2	2	101
	株式会社マーブルイノベーション 代表取締役　松尾　久美子 ハラスメント防止に係る事業主責任、経営層の役割について	各課指定する職区分の代表職員	2	4	102
公務員倫理研修 （コンプライアンス推進課と共催）	一般社団法人日本経営協会　澤村　一誠 公務員倫理とコンプライアンス	職場研修主担者	2	3	125
メンタルヘルス（ラインケア）研修 （職員課と共催）	株式会社自然総研　松尾　久美子 職場のメンタルヘルス、職場環境改善に向けた取組	新任課長および課長代理（各課1名）	2	3	127
メンタルヘルス（セルフケア）研修 （職員課と共催）	株式会社自然総研　竹田　伸子 セルフケアの重要性や感情労働	（公募による）	1	1	25
男女共同参画推進研修 （人権政策課と共催）	追手門学院大学法学部法律学科教授　三成　美保 自治体で取り組むジェンダー平等社会づくり	男女共同参画推進本部員、同本部幹事および希望する課長	1	1	64
	追手門学院大学法学部法律学科教授　三成　美保 自治体で取り組むジェンダー平等社会づくり（録画動画の配信）	男女共同参画推進担当者	－	－	110

④ 職場研修　（単位：日、回、人）

研修名	講師 概要	対象者	日数	回数	受講
職場研修主担者研修（ファシリテーション研修）	株式会社インソース　平田　京子 活発な意見交換を行うためのファシリテーション	職場研修主担者	1	1	53

⑤ 派遣研修　（単位：人）

研修名	対象者	受講者数
コアパーソン育成派遣研修	（公募による）	11
派遣研修（人事課予算分）	（公募による）	40
長期派遣研修（国・大阪府）		7
河北研修協議会主催研修	希望する職員	4
マッセOSAKA派遣研修	希望する職員	94
その他派遣	希望する職員	52

イ. 自主研修

研修名	受講者
自主研究グループ活動支援	5グループ
大学院修学奨励制度	1人
資格取得	延べ23人
通信研修・講座受講	延べ11人

ウ. 職場研修

件数
535件

Ⅸ 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1） 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会（府内42市町村などで構成）と枚方市職員共済会で実施してきました。

大阪府市町村職員互助会が平成20年度末に解散したことに伴い、枚方市職員共済会では、職員の福利厚生にかかる事業内容等について見直しを行いました。また、平成24年度において任期付短時間勤務職員等に係る事業主負担金の見直しを行いました。

市費負担教職員（指導主事等）、加入要件を満たす小中学校任期付教職員及び幼稚園教諭等の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。

（2） 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況

（単位：千円）

区分	令和7年度			令和8年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A)：(B)	(A)：(B)
枚方市職員共済会	48,206	25,129	1:0.52	1:0.56
大阪府教職員互助組合	＊7,318	447	1:0.07	1:0.07

＊負担比率の対象とならない生涯福祉掛金1,500円（各一人あたり月額）を含んでいます。

（3） 公務災害・通勤災害の認定請求件数（機関別・令和7年度）

（単位：件）

区分	公務上	通勤途上
市長部局	21	2
市立ひらかた病院	26	7
上下水道局	6	1
市議会事務局	－	－
教育委員会	21	6
監査委員事務局	－	－
選挙管理委員会事務局	－	－
農業委員会事務局	－	－
計	74	16

X 公平委員会の報告事項

（1） 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和7年度）

新規　　0件　　継続　　0件

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

（2） 不利益処分に関する審査請求の状況（令和7年度）

新規　　0件　　継続　　0件

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査を請求することができます。

（3） 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（令和7年度）

新規　　0件　　継続　　0件

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。